

改正

平成18年10月 5 日病院局企業管理規程第17号
平成18年12月28日病院局企業管理規程第19号
平成19年 3 月22日病院局企業管理規程第 1 号
平成19年12月25日病院局企業管理規程第13号
平成20年 3 月31日病院局企業管理規程第 7 号
平成20年10月 2 日病院局企業管理規程第 9 号
平成20年12月24日病院局企業管理規程第10号
平成22年 3 月31日病院局企業管理規程第 3 号
平成23年 3 月31日病院局企業管理規程第 6 号
平成26年 3 月31日病院局企業管理規程第 7 号
平成26年12月25日病院局企業管理規程第11号
平成27年 3 月30日病院局企業管理規程第 3 号
平成28年 3 月31日病院局企業管理規程第 4 号
平成30年 3 月27日病院局企業管理規程第 2 号
平成30年 8 月 2 日病院局企業管理規程第 7 号
令和元年 9 月 2 日病院局企業管理規程第 2 号
令和 2 年 3 月26日病院局企業管理規程第 8 号
令和 2 年12月14日病院局企業管理規程第14号
令和 3 年12月23日病院局企業管理規程第 5 号
令和 4 年 8 月 4 日病院局企業管理規程第 6 号
令和 6 年 9 月26日病院局企業管理規程第 5 号
令和 7 年 3 月27日病院局企業管理規程第 2 号
令和 7 年 8 月 6 日病院局企業管理規程第 4 号

県立病院料金等規程をここに公表する。

県立病院料金等規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号。以下

「条例」という。) 第6条に規定する料金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入の時期及び方法)

第2条 料金等は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第27条の規定により交付を受けた納入通知書により、当該納入通知書において指定された納入期限までに納入しなければならない。

(料金等の額)

第3条 条例第6条第2項に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額は、それぞれ平成20年厚生労働省告示第59号及び平成18年厚生労働省告示第99号により算定した額とする。

2 条例別表第2の金額の欄に規定する管理者が定める額は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月5日病院局企業管理規程第17号）

この規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の県立病院料金等規程の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成18年12月28日病院局企業管理規程第19号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日病院局企業管理規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日病院局企業管理規程第13号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日病院局企業管理規程第7号）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成20年10月2日病院局企業管理規程第9号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日病院局企業管理規程第10号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日病院局企業管理規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日病院局企業管理規程第6号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日病院局企業管理規程第7号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日病院局企業管理規程第11号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日病院局企業管理規程第3号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日病院局企業管理規程第4号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日病院局企業管理規程第2号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年8月2日病院局企業管理規程第7号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日病院局企業管理規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日病院局企業管理規程第8号）

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日病院局企業管理規程第14号）

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年12月23日病院局企業管理規程第5号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表の1の項の改正規定は、令和4年1月11日から施行する。

附 則（令和4年8月4日病院局企業管理規程第6号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月26日病院局企業管理規程第5号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日病院局企業管理規程第2号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 6 日病院局企業管理規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分		単位	金額	備考
1 病室使用料	県立宮崎病院	特別室 A（個室）	1 人 1 日につき 分娩（べん）等 のために入院 する者 その他の者	「分娩（べん）等のために入院する者」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 8 号に規定する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）を受ける者をいう。以下同じ。
			16,182 円	
		特別室 B（同）	1 人 1 日につき 分娩（べん）等 のために入院 する者 その他の者	
			5,364 円 5,900 円	
	特別室 C（同）	1 人 1 日につき 分娩（べん）等 のために入院 する者 その他の者	5,091 円 5,600 円	
	特別室 D（同）	1 人 1 日につき 分娩（べん）等 のために入院 する者 その他の者	3,728 円 4,100 円	
	県立延	特別室 E（個室）	1 人 1 日につき 分娩（べん）等 のために入院	11,000 円

	岡 病 院		する者	
			その他の者	12,100円
		特別室F（同）	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者	5,000円
			その他の者	5,500円
	県 立 日 南 病 院	特別室G（2人 室）	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者	1,300円
			その他の者	1,430円
		特別室H（個室）	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者	12,000円
			その他の者	13,200円
		特別室I（同）	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者	5,600円
			その他の者	6,160円
		特別室J（同）	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者	5,000円
			その他の者	5,500円
		特別室K（同）	1人1日につき 分娩(べん)等	2,840円

			のために入院 する者 その他の者	3,124円	
2 初診加 算料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1件につき 分娩(べん)等 に係る初診 その他の初診 (医師による 場合) その他の初診 (歯科医師に よる場合)	7,000円 7,700円 5,500円		「分娩(べん)等に係る初 診」とは、助産に係る資 産の譲渡等に該当する初 診をいう。
3 再診加 算料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1件につき 分娩(べん)等 に係る再診 その他の再診 (医師による 場合) その他の再診 (歯科医師に よる場合)	3,000円 3,300円 2,090円		「分娩(べん)等に係る再 診」とは、助産に係る資 産の譲渡等に該当する再 診をいう。
4 分娩(べ ん)料	診療時間内 診療 時間 外	1児につき 同	200,000円 100,000円 220,000円 110,000円	1	左記の上段の金額 は、単胎分娩(べん)の 場合及び多胎分娩(べ ん)の場合の1児目の 分娩(べん)料とし、左 記の下段の金額は、多 胎分娩(べん)の場合の

	30分) から午後10時まで			2 児目以降の分娩(べん)料とする。 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。
	平日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	230,000円 115,000円	
5	分娩時硬膜外麻酔管理料	1 児につき	140,000円	医師が必要性を判断した上での計画分娩に限る。
6	産科医療補償制度掛金	1 児につき	12,000円	在胎週数第22週以上の児の分娩(べん)の場合に限る。
7	文書作成手数料	1 通につき	4,125円	同一の文書を同時に2通以上発行する場合の2通目以降の文書作成手数料は、1通につき上記金額の2分の1に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
	死亡診断書	同	2,750円	
	病歴書	同	4,445円	
	死体検案書	同	4,445円	
	障害診断書	同	5,500円	
	裁判関係診断書	同	5,500円	
	生命保険又は恩給診断書	同	5,500円	

	海外移住関係診断書		同	2,750円	
	交通事故診断書		同	5,500円	
	特定疾患診断書		同	4,445円	
	その他の診断書		同	2,750円	
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書		同	4,445円	
	出生証明書		同	2,750円	
	意見書		同	4,445円	
	症状調査書		同	5,500円	
	その他の証明書		同	1,485円	
8 診察券再発行手数料			1件につき	105円	
9 エックス線フィルム複写手数料	半切		1件につき	733円	
	大切		同	608円	
	大四切		同	471円	
	四切		同	367円	
	六切		同	242円	
	C D—R		同	550円	
	D V D—R		同	1,100円	
10 不妊症治療料	県立宮崎病院	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合	11,000円	
	県	人工授精	1件につき		

	立 延 岡 病 院		子宮内に精子 を注入する場 合	11,000円	
			子宮外に精子 を注入する場 合	21,476円	
		体外受精及び胚 (はい)移植	1件につき 採卵・体外受精 料	127,182円	
			胚(はい)移植 料	10,895円	
			受精卵凍結管 理料	15,819円	
		配偶子卵管内移 植法	1件につき	66,000円	
11 新生児 介補料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	5,400円		
12 乳児介 補料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	597円		
13 慢性維 持透析患 者食事料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	660円		
14 入院期 間が180日 を超えた 日以後の 入院加算	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	保険外併用療養費 に係る厚生労働大 臣が定める医薬品 等(平成18年厚生労 働省告示第498号)		

料			第10号に規定する 通算対象入院料の 基本点数に100分の 15を乗じた点数に 10円を乗じて得た 額に100分の110を 乗じて得た額(その 額に1円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てた額)	
15 特別メ ニュー選 択追加料 金	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1食につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	24円 26円	
16 セカン ドオピニ オン料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1件につき	11,000円	
17 生命保 険等に係 る医師面 談料		1回につき	5,500円	
18 長期収 載品の処 方等又は 調剤に係 る加算料	県立宮崎病院、県 立延岡病院及び 県立日南病院	1件につき	厚生労働大臣の定 める評価療養、患者 申出療養及び選定 療養第2条第15号 に規定する後発医 薬品(以下「後発医 薬品」という。)の	

			ある同号に規定する新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
19 その他 の料金		1 件につき	実費を基準として 病院長が、管理者の承認を得て定めた額	

【別添】

○県立病院料金等規程別表の１８「実費を基準として病院長が、管理者の承認を得て定めた額」

病院	項目	単位	料金
3 病院	1 入院患者への予防接種について ① 1 回目の接種の場合 ② 2 回目の接種であって 1 回目の接種を当該県立病院で行っている場合 ③ 2 回目の接種であって 1 回目の接種を当該県立病院で行っていない場合 ただし、病院の属する市が異なる金額を示している場合は、その金額とする。 2 病院内の医療従事者への予防接種について	1 回当たり 同 同 同	3, 7 7 1 円 2, 6 7 1 円 3, 7 7 1 円 2, 0 0 0 円
3 病院	補助券使用時超音波断層撮影料金	同	4, 0 1 0 円
3 病院	妊婦健診料（公費負担がなく、自費の際の妊婦健診料）	同	5, 0 0 0 円
3 病院	実習等受託料	—	別表 1
日南病院	自己負担となる場合の BCG ワクチン予防接種料	1 回当たり	8, 8 8 8 円
宮崎病院	通院集団精神療法（ペアレントトレーニング）料金	同	2, 9 7 0 円
延岡病院 日南病院	歯科領域に係る諸料金（保険適用外等）	—	別紙
宮崎病院 日南病院	助産師による母乳外来料金	1 回当たり	2, 2 0 0 円
3 病院	解剖料	1 件につき	2 7 5, 0 0 0 円
宮崎病院	死亡時画像診断料（読影のみ）	同	2 2, 0 0 0 円
宮崎病院 日南病院	エンゼルケアセット	1 セットにつき	2, 5 3 0 円
延岡病院	エンゼルケアセット	1 セットにつき	4, 7 4 1 円
宮崎病院 日南病院	自己負担となる場合の MR ワクチン予防接種料	1 回当たり	9, 5 3 7 円
宮崎病院	自己負担となる場合の風しんワクチン予防接種料	1 回当たり	6, 5 6 7 円
延岡病院	浴衣	1 着当たり	2, 5 3 0 円
宮崎病院 日南病院	患者付添者給食	1 食当たり	5 1 0 円
延岡病院	患者付添者ベッド	1 泊当たり	4 0 0 円
延岡病院	小児患者付添者給食	1 食当たり	5 1 0 円
延岡病院	重症複合型免疫不全症、脊髄性筋萎縮症検査	1 回当たり	4, 0 0 0 円
	ライソゾーム病検査	1 回当たり	3, 0 0 0 円
延岡病院	病衣貸与料 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 8 号に規定する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合	1 枚当たり 同	2 2 0 円 2 0 0 円
3 病院	分娩に関わる薬剤 プロウペス膈用剤 10mg	1 個当たり	2 1, 0 0 0 円
宮崎病院 延岡病院	おむつ等料金	—	別表 2

延岡病院	新生児用着衣貸与料	1枚当たり	100円
宮崎病院 延岡病院	産後2週間健診料（公費負担がなく、自費の際の産後健診料）	1回当たり	5,000円
宮崎病院 延岡病院	産後1か月健診料（公費負担がなく、自費の際の産後健診料）	同	5,000円
延岡病院	松葉杖	1セットにつき	3,000円
宮崎病院 日南病院	避妊リング挿入料	1回当たり	26,620円
	避妊リング除去料	同	7,480円
宮崎病院	助産師外来料金（育児技術指導等）	1回当たり	1,624円
宮崎病院	経口妊娠中絶薬 メフイーゴパック	1パック当たり	57,750円
宮崎病院	看護師特定行為研修受講料	1人当たり	547,000円
延岡病院 日南病院	患者衣・検査衣	1枚当たり	300円
宮崎病院	産後ケア（ショートステイ型）	1泊当たり	36,300円
3病院	RSウイルスワクチン（アブリスボ筋注用） 予防接種料	1回当たり	32,556円

(別表1)

区 分			単 位	金 額
実習等受託料	栄養士	大 学	1人1日当たり	1,048円
		短期大学	同	838円
	看護師・准看護師		同	524円
	診療放射線技師		同	524円
	臨床検査技師		同	524円
	薬剤師		1人1回(11週間)当たり※	282,857円
	理学療法士・作業療法士		1人1日当たり	1,048円
	救急救命士・隊員	県(内消市防町本村部)救急救命士・隊員院内研修	同	5,238円
		救急救命士気管挿管研修	1症例当たり	5,238円
		一般財団法人救急振興財団	—	実額
	その他の	実費相当額の徴収が適当と判断される場合	—	実費を基準として、事前に経営管理課と協議して定めた額
		その他の場合	1人1日当たり	524円

※ 11週間に満たない場合は、1日1人当たり5,238円とする。

○実習等受託料のその他「実費を基準として、事前に経営管理課と協議して定めた額」

病院	項目	単位	料金
宮崎病院 延岡病院	認定輸血検査技師制度指定施設研修実習	1回当たり	4,191円
宮崎病院	航空自衛隊新田原基地に配属予定の救急救命士の研修	1人1日当たり	5,238円
宮崎病院 延岡病院	救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号及び第4号の規定に基づく学校又は救急救命士養成所の実習	1人1時間当たり	1,310円
延岡病院	医師の透析療法従事職員研修実習	1人全日程あたり	10,000円

(別表2)

物品名	単位	料金
紙おむつ（パンツ） M～L	1 枚当たり	2 2 0 円
紙おむつ（パンツ） L～L L	同	2 2 0 円
紙おむつ（フラット）	同	8 0 円
紙おむつ（テープ） S	同	1 6 0 円
紙おむつ（テープ） M	同	1 8 0 円
紙おむつ（テープ） L	同	2 0 0 円
尿とりパッド（男性用）	同	3 0 円
尿とりパッド（女性用）	同	3 0 円
尿とりパッド（ナイトロング）	同	7 0 円
尿とりパッド（ストロング）	同	9 0 円
軟便安心パッド	同	9 0 円
紙おむつ（新生児用小）	1 パック（4 0 枚入り）当たり	6 4 0 円
紙おむつ（新生児用大）	同	6 4 0 円
紙おむつ（低出生体重児用 5 S）	1 パック（2 4 枚入り）当たり	1, 3 2 0 円
紙おむつ（低出生体重児用 4 S）	1 パック（2 6 枚入り）当たり	4 6 0 円